

## 第2部 各局主要政策

### 第1章 内局

第2部 各局主要政策	185
第1節 経済産業政策局	185
1. 総論：2015年度の成長戦略等の動きについて	185
1. 1. 日本再興戦略の改訂とその実行	185
1. 2. 更なる進化と来年度の改訂に向けて	185
1. 3. 規制改革	186
1. 4. 経済産業研究所（RIETI）について	186
2. 産業の新陳代謝	187
2. 1. 産業競争力強化法	187
2. 2. 株式会社産業革新機構	188
2. 3. 新産業構造部会	188
2. 4. 起業家人材育成事業	189
2. 5. エンジェル税制	189
2. 6. ベンチャー投資促進税制	189
2. 7. ベンチャー創造協議会	190
3. 産業金融政策	190
3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務	190
3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）	190
3. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業	190
3. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施	190
3. 5. ローカルベンチマーク	
4. 産業人材政策	191
4. 1. 経緯	191
4. 2. 経済産業省で実施した雇用・人材施策の概要	191
5. 知的財産政策	193
5. 1. 不正競争防止法の改正	193
5. 2. 営業秘密官民フォーラムの開催	193
5. 3. 秘密情報の保護ハンドブックの策定	194
5. 4. 知的資産経営の推進	194
6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計	194
6. 1. 企業法制見直しの動き	194
6. 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組	194
6. 3. 企業会計	195
6. 4. 開示・企業と投資家との対話	195
6. 5. 企業の社会的責任	197
7. 競争政策	198

7. 1. 背景.....	198
7. 2. 2015 年度の主な取組 .....	198
8. 女性の活躍推進等.....	198
8. 1. 女性活躍推進に向けた取組.....	198
8. 2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） .....	200

## 第1節 経済産業政策局

### 1. 総論：2015年度の成長戦略等の動きについて

#### 1. 1. 日本再興戦略の改訂とその実行

##### (1) 日本再興戦略の改訂

経済再生の司令塔として設置された日本経済再生本部と、その下に置かれた産業競争力会議において、アベノミクス3本目の矢である成長戦略の改訂に向けた議論が行われ、2015年6月30日『日本再興戦略』改訂2015-未来への投資・生産性革命-（以下、『日本再興戦略』改訂2015』という。）が閣議決定された。

2013年に「日本再興戦略」が策定されて以来、大胆かつスピードを持った成長戦略を実施してきた結果、人々の将来への「期待」に灯がともり、澁んでいたヒト・モノ・カネが成長に向かって動き始め、相応の成果を残すことに成功した。そして、安倍内閣の成長戦略は、第2のステージに突入した。新たな課題、供給制約を克服するため、未来への投資を行うことでイノベーションを引き起こし、生産性革命を実現していくことになった。そのため、今回の改訂では、労働生産性の向上、第四次産業革命、ローカル・アベノミクス等の重要項目に関して、より具体的な内容が追記された。引き続き、『日本再興戦略』改訂2014』において掲げたKPIを達成すべく、PDCAをしっかりと回していくことになった。経済産業省の重点施策としては、企業の「稼ぐ力」を高めるコーポレート・ガバナンスの強化、イノベーションの創出に向けたシリコンバレーとの架け橋プロジェクト、中堅・中小企業・小規模事業者の「稼ぐ力」を確立するための経営支援体制の強化などが盛り込まれた。

##### (2) 当面の実行方針

2015年10月15日の第24回産業競争力会議において産業競争力会議の今後の進め方について議論が行われた。同会議において、アベノミクス第2のステージの、成長戦略における2つの柱について説明した。1つ目は「生産性革命・未来社会の実現」についてである。第四次産業革命の推進につながる環境基盤を確立する施策や未来社会の到来に対応した人材育成・教育・雇用環境の改革を強化する施策について検討していくことになった。もう一つの柱は「地域産業の改革によるローカル・アベノミクスの推進」についてである。サービス産

業の生産性向上、農林水産業の改革、観光振興、公的サービス・資産の民間開放等に関して、さらなる施策の具体化を検討していくことになった。

これを受けて経済産業省においては、①ITを活用した新しい先行事例の創出・ルール整備や新産業構造ビジョンの策定（2015年9月17日）を通じた第四次産業革命の推進、②海外と連携したベンチャー支援強化等を通じたイノベーション環境の改革、③地域経済を牽引する中堅・中小企業の活性化やサービス産業の生産性向上によるローカル・アベノミクスの推進といった3つの分野に特に注力して政策を推し進めた。

さらに、世界のプレイヤーがリスクをとって、積極果敢に第四次産業革命に先んじようとしている中、投資動向や投資拡大に向けた課題を明確にし、それを後押しする官民の取組や方向性を明らかにするべく、10月16日には「第一回 未来投資に向けた官民対話」が開催された。

#### 1. 2. 更なる進化と来年度の改訂に向けて

##### (1) 今後の検討方針の策定と進捗状況の確認

第24回産業競争力会議以降、「産業競争力会議実行実現点検会合」や「未来投資に向けた官民対話」で集中的な議論が実施された。これらも踏まえ、2016年年央の成長戦略の改訂を見据えた基本方針である、「成長戦略進化のための検討方針」が2016年1月25日の第25回産業競争力会議において取りまとめられた。その際、経済産業省としては、ネット上のデータをかき集める競争から、生産設備や自動車といった、日本が強みを持つリアルデータを中心とする競争にシフトしていくことに注目し、新たな経済社会システムの設計、産業構造・人材・ルール整備の在り方の検討などを進めていく方針を示した。

また、産業競争力強化法(平成25年法律第98号)に基づき、これから当面3年間に実施する規制・制度改革を中心とした施策を記載した「産業競争力の強化に関する実行計画(2016年度版)」及び、昨年版の実行計画に掲げた各施策について、進捗、実施の状況を詳細に記載した「産業競争力強化のための重点施策等に関する報告書」が、同日、閣議決定された。

## (2) 2016 年年央の改訂に向けて

その後も、実行実現点検会合や各種未来投資に向けた官民対話により、次期成長戦略の策定に向けた重要テーマごとの検討が深められた。(そうした議論を経て、2016年6月2日に「『日本再興戦略』改訂2016-第四次産業革命に向けて-」が閣議決定された。

### 1. 3. 規制改革

#### (1) 規制改革会議

2013年1月18日に内閣府に設置された規制改革会議の下に2014年7月から、5つのワーキング・グループ(「健康・医療」、「雇用」、「農業」、「投資促進等」「地域活性化」)が設置された。これらの会議体で行われた議論を踏まえた上で、2015年6月30日に「規制改革実施計画」が閣議決定され、直ちに改革に着手する事項及び期限が定められた。具体的には、医薬分業推進の下での規制の見直し、労働移動支援助成金の活用、農地中間管理機構の機能強化、次世代自動車の普及拡大促進、ロボットの利活用、理美容に関する規制の見直し等について今後の方針を決定した。規制改革会議の決定を受けて、経済産業省としては、水素スタンドの設置に関連する省令等の見直し等を行ったほか、インフラの維持や保守にロボットを活用することは、現行法令に抵触しないことを確認した。

2015年7月以降は、2016年6月までの1年間をサイクルとして、引き続き5つのワーキング・グループや規制改革ホットラインを活用しつつ、指定生乳生産者団体制度及び補給金の交付対象の在り方、民泊サービスや通訳案内士制度等について審議が進められた。

#### (2) 特別区域制度

##### (ア) 総合特別区域制度

総合特別区域制度とは、地域の包括的・戦略的なチャレンジを、オーダーメイドで総合的に支援することで、先駆的取組を行う実現可能性の高い区域に国と地域の政策資源を集中させる制度である。

具体的には、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積拠点の形成を目指した「国際戦略総合特区」、地域資源を最大限活用した地域活性化の取組による地域力の向上を目指した「地域活性化総合特区」の2

種類の総合特別区域(総合特区)から成り立っている。

2015年7月、11月及び2016年3月に行われた第13回・14回・15回認定においては、計6件の国際戦略総合特区の計画変更が認定された。

経済産業省は、第13・14・15回認定において、アジア No. 1 航空宇宙産業クラスター形成特区における緑地面積率等の基準の緩和(工場立地法)等に関する計画変更について同意した。

##### (イ) 国家戦略特別区域制度

国家戦略特別区域制度とは、経済社会の構造改革を重点的に推進することにより、産業の国際競争力を強化するとともに、国際的な経済活動の拠点の形成を促進する観点から、国が定めた区域において、規制改革等の施策を総合的かつ集中的に推進する制度である。

2015年8月に3区域(仙北市、仙台市、愛知県)、2016年1月に3区域(広島県・今治市、千葉市(東京圏の拡大)、北九州市(福岡市に追加))が指定された。具体的には、東京開業ワンストップセンターにおける公証人の公証役場外における定款認証、医学部の新設、企業による農地所有を始めとした計156件の事業が新たに認定された。

経済産業省では、愛知県における農業の信用保証制度に関する計画について、当該特区事業の関係行政機関の長として同意を行った。

### 1. 4. 経済産業研究所(RIETI)について

独立行政法人経済産業研究所(RIETI)は、内外の経済及び産業に関する事情並びに経済産業政策に関する基礎的な調査及び研究等を効率的かつ効果的に行うとともに、その成果を活用することにより、我が国の経済産業政策の立案に寄与するとともに、広く一般の経済及び産業に関する知識と理解の増進を図り、もって経済及び産業の発展並びに鉱物資源及びエネルギーの安定的かつ効率的な供給の確保に資することを目的としている。2015年度は、第3期中期目標期間(2011年度~2015年度)の最終年であり、研究の成果である研究論文公表数は288件と大幅に増加し、これはRIETI発足以来15年間で最多件数を記録した。これらの研究成果は、「通商白書」、「ものづくり白書」、「中小企業白書」、「経済財政白書」、「労働経済白書」等の白書にも引

用されるなど、広く国の政策立案に貢献した。

米国・欧州・アジア各国における研究機関や大学との連携を進めて、法人の国際化を強化した。具体的には、欧州では、経済政策研究センター（CEPR）と研究協力に係る覚書を更新すると共にワークショップを共催、ドイツIZA（Institute for the Study of Labor）とは交流促進のためのMOUを締結、EUブリューゲル主催のフォーラムにRIETI研究者がパネリストとして出席した。米国では、外交問題評議会（CFR）、全米経済研究所（NBER）、ハーバード大学、シカゴ大学等とセミナーの開催や研究員の受け入れ等を行い、アジアにおいては中国国务院発展研究中心（DRC）と今後の研究交流継続について確認した。

また、刊行した書籍5冊のうち1冊が「日経・経済図書文化賞」を受賞した。

## 2. 産業の新陳代謝

### 2. 1. 産業競争力強化法

#### (1) 概要

産業競争力強化法はアベノミクス第三の矢である「日本再興戦略」（2013年6月14日閣議決定）に盛り込まれた施策を確実に実行し、日本経済を再生することで、バブル崩壊から20年以上続く低迷とデフレから早期に脱却させ、持続的な経済成長を実現させることを背景に2014年1月20日に施行された。

具体的には、日本経済には、「過剰規制」「過小投資」「過当競争」の3つの歪みを是正すべく、「過剰規制」を打破するための規制改革の推進や、「過小投資」「過当競争」の是正につながる「産業の新陳代謝」の促進などにより、我が国の産業競争力の強化を図っている。

#### (2) 個別施策の実績

##### (ア) 事業再編の促進

複数の企業に分散する経営資源を有効に組み合わせ、生産性を向上させ、新たな需要開拓を図るためには「事業再編」を進めやすい環境整備が重要である。このため、前向きな事業再編に取り組む企業に対し、登録免許税の軽減措置等の支援策を講じている。

認定を受けた事業再編によって、世界市場で勝ち抜く競争力の獲得や地方経済の活性化を通じた日本企業の生産性の向上が期待される。

	認定件数 (累計)		認定件数 (2015年度)	
	経済産業省	他省庁	経済産業省	他省庁
事業再編計画	12件	15件	5件	8件
特定事業再編計画	4件	1件	0件	0件

(2016年3月31日時点)

#### (イ) 生産性向上設備投資促進税制

質の高い設備投資の促進によって事業者の生産性向上を図るために制定した、先端の機械装置や生産ライン、オペレーションの改善に資する設備についての税制措置。利用できる業種や企業規模に制限はなく、機械装置や器具備品から建物、ソフトウェアまでの幅広い設備が対象となっており、3月末時点で実に90万件を超える設備導入につながっている。

	証明書発行件数 (A類型) / 認定件数 (B類型) (累計)	証明書発行件数 (A類型) / 認定件数 (B類型) (2015年度)
先端設備 (A類型)	877,883件	548,688件
生産ラインやオペレーションの改善に資する設備 (B類型)	22,433件	15,127件
	(総額10兆948億円分)	(総額4兆7078億円分)

(2016年3月31日時点)

#### (ウ) 事業再生ADR制度

本制度は、過剰債務に悩む企業の問題を解決するために生まれた制度。企業の早期事業再生を支援するため、中立的な専門家が、金融機関等の債権者と債務者との間の調整を実施し、その際の双方の税負担を軽減することで債務者に対するつなぎ融資の円滑化等を図る。

2016年3月末までに196社（57件）件の手続利用申請があり、簡易デューデリジェンスの実施後、183社（45件）を受理した。このうち162社で事業再生計画案に対し債権者全員が合意して成立した。

（エ）企業単位での規制改革スキーム

グリーゾーン解消制度・企業実証特例制度は、企業の個々の事業内容に即して規制改革を進めていくことを狙いとして創設された制度。グリーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して規制の適用有無を確認できる制度。企業実証特例制度は新事業活動を行おうとする事業者による規制の特例措置の提案を受けて企業単位で規制の特例措置の適用を認める制度となっている。

2015年度は、両制度における申請受理件数が増加。規制の特例措置の提案のあった、「搭乗型移動支援ロボット（セグウェイ）の公道走行」については、7月に規制の特例措置を創設し、実証実験を展開している。

また、グリーゾーン解消制度の活用により、「外国人向けの医療通訳サービスの提供」が医業に該当しないこと等が確認され、制度を活用した事業が全国的に実施されている。

	申請受理件数	結果通知件数
企業実証特例	<累計> 10件 (中小企業6事業者を含む15事業者)	9件
	<2015年度> 2件 (2事業者)	2件
グリーゾーン	<累計> 72件 (中小企業47事業者を含む77事業者)	66件
	<2015年度> 40件 (中小企業26事業者を含む42事業者)	49件

(2015年3月31日時点)

2. 2. 株式会社産業革新機構

(1) 機構の概要

我が国の次世代の国富を担う産業の創出に向けて、社会的ニーズに対応した成長市場において、産業や組織の枠を超えて技術等の経営資源を結集すること(オープンイノベーション)により、新たな付加価値を創出する事業活動等に対する出資等の支援を行うべく、2009年7月に株式会社産業革新機構を設立した。2014年に産業競争力強化法に基づく設置法人となって以後、政府の成長戦略の一翼を担う組織として、ベンチャー投資にも力を入れている。

(2) 機構の実績

2015年度において、アーリーステージやベンチャー企業等への直接投資は新規投資が12件、追加投資が4件となり、更に機構と投資哲学を共有するベンチャーファンドに対して戦略的LP投資(3件)を行った。その他にも健康・医療分野への投資や、事業の再編・統合なども含めた投資活動も行った結果、当初の設立以来、累計で101件、8,304億千4百万円の投資の決定となっている。

2. 3. 新産業構造部会

(1) 設置趣旨

I o T、ビッグデータ、人工知能等による変革に的確に対応するため、「『日本再興戦略』改訂2015」に基づき、官民が共有できるビジョンを策定するとともに、官民に求められる対応について検討を進めるために、産業構造審議会に新産業構造部会を設置した(2015年9月17日)。

(2) 主な検討内容

本研究会は、2016年3月までに計7回の研究会を開催し、主要領域(ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域、金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ、観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティ等)、及び領域横断型の検討課題(技術・イノベーション、企業経営と資金循環、人材、教育等)について議論を行った。

◇第1回 新産業構造部会の検討とミッション

- ◇第2回 欧米企業の動向
- ◇第3回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・主要領域についての議論  
(ものづくり革新領域、流通・小売・物流領域)
- ◇第4回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・主要領域についての議論  
(金融、医療・健康・介護、メディア・コンテンツ)
  - ・官民の戦略的取組の進捗へ向けて
- ◇第5回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・主要領域についての議論  
(観光、農業、エネルギー・スマートコミュニティー)
  - ・領域横断型の検討課題(人材、教育)
- ◇第6回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・領域横断型の検討課題  
(技術・イノベーション、企業経営と資金循環)
  - ・産業構造変革の方向性について
- ◇第7回 第4次産業革命への対応の方向性
  - ・データ利活用等に関する制度・ルールについて
  - ・データ利活用と保護(知的財産政策を含む)/競争政策について
  - ・今後のサイバーセキュリティ政策について
  - ・産業構造の円滑な転換について
  - ・変革の経路(樹形図・ロードマップ)の検討
  - ・第4次産業革命に対応した規制改革について
  - ・産業構造の円滑な転換について
  - ・行政サービス分野における対応について

## 2. 4. 起業家人材育成事業

小中学校におけるモデル的な起業家教育の実施により、「起業家精神」や「起業家的資質・能力」を有する人材の育成・裾野拡大を図ること、また、起業家教育の意義とノウハウを広く周知し、地域に根ざし継続する起業家教育の実践モデルを構築することを目的とした「起業家教育普及促進事業」を実施した。起業家教育の普及促進に資するプログラムを全国から募集し、7つの団体・学校(全19校)にてモデルプログラムを実施することで、地域に根ざした起業家教育の普及に努めた。

米国等と比較し、「起業」というキャリアの選択が一

般的でない日本においては、高等教育の時期に起業に必要な知識・能力・準備について学ぶ意義は大きく、日本経済の活性化を担う潜在的な起業家の育成につながると考えられる。こうした認識の下、経済産業省では、2009年度に大学・大学院の教員や実務家とともに「大学・大学院起業家教育推進ネットワーク」を設立し、起業家教育に携わっている大学教員、新たに始めようとする教員、起業の実践を教える外部講師など、多様な方々のネットワークを構築している。

2015年12月19日に「ビジネスプランコンテスト全国大会(University Venture Grand Prix2015)(以下、UVGP2015という。)」を開催した。ファイナリスト9チームが発表を行い、早稲田大学「エコオロギ」がグランプリを受賞し、早稲田大学「エコオロギ」を含む上位4チームを、約1週間シリコンバレーに派遣した。また、本年度の新たな試みとして、起業家教育を実施する大学・大学院の教員から起業家教育講義の実施内容を募集し、UVGP2015にてファイナリスト4名が発表を行い、崇城大学の熊野准教授が最優秀教員賞を受賞した。

## 2. 5. エンジェル税制

1997年度に創業間もないベンチャー企業等への個人投資を更に促進するための税制優遇措置として「エンジェル税制」を創設し、2008年度には、投資時点における所得控除制度を新たに創設した。2015年度においては、「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成二十七年法律第五十号)」の成立により、エンジェル税制の払込等に関する確認事務を都道府県に移譲することを決定し、関係法令等の整備等により、本税制の利用促進に係る制度面での整備に努めた。

## 2. 6. ベンチャー投資促進税制

ベンチャー企業の成長のためには、事業会社からのリスクマネー供給を拡大する必要があるため、経営支援能力の高いベンチャーファンドを通じた資金供給について、産業競争力強化法に基づく税制優遇措置を創設した。具体的には、産業競争力強化法第17条による認定を受けたベンチャーファンドを通じてベンチャー企業に出資を行った企業は、当該出資額の8割を損失準備金とし

て積み立て、その積立額の損金算入を認める税制を創設した。2014年度から運用を開始し、2015年度においては、産業競争力強化法に基づく「特定新事業開拓投資事業計画」を2件認定した。

## 2. 7. ベンチャー創造協議会

産業の新陳代謝とベンチャーの加速を実現するべく、社会をあげてベンチャーを創造する知と行動の起点をつくり、「新しい力」で経済を再生することを目的として、新事業創造の担い手である起業家・ベンチャー企業や大企業、ベンチャーキャピタル等からなる「ベンチャー創造協議会」を設立した（2014年9月24日）。同協議会は、ベンチャー向けの表彰制度として初めて内閣総理大臣賞を設けた「日本ベンチャー大賞」を創設し、安倍総理大臣出席の下、表彰式を開催した（2016年2月26日）。

## 3. 産業金融政策

### 3. 1. 指定金融機関を通じた危機対応業務

前年度に引き続き、株式会社日本政策金融公庫法（平成19年5月25日法律第57号）に基づき公庫の実施する危機対応業務（指定金融機関である日本政策投資銀行及び商工組合中央金庫が、日本政策金融公庫（公庫）による信用補完等を受けて実施する中堅・大企業向け資金繰り支援）を通じて、事業者への円滑な資金供給を促進した。

### 3. 2. エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（低炭素投資促進法）

エネルギー環境適合製品の開発及び製造を行う事業の促進に関する法律（平成23年5月2日法律第39号）により、以下2つの金融面での支援措置が実施された。

#### （1）ツーステップローン

低炭素型製品の開発・製造を行う事業者に対して、その事業に必要となる「低利」かつ「長期」の資金を供給するため、政策金融改革との整合性を保ちつつ、民間金融機関の融資ノウハウを活かす政策的金融支援であるツーステップローン（公庫→指定金融機関→認定事業者）が実施された。

2015年度末時点の融資額は合計438億円となった。

## （2）リース保険制度

リース保険制度は、需要開拓支援法人に指定された法人（一般財団法人低炭素投資促進機構、以下「GIO」という。）が、リース会社を相手方として回収不可能となったリース料の一部を補填する保険契約を締結することにより、中小事業者の信用力を補完してリースを行いやすくするもの。

2015年度末までの契約引受件数は11,314件、引受総額は約738億円となった。

## 3. 3. リース手法を活用した先端設備等導入促進補償制度推進事業

民間事業者がリース手法を活用して先端設備等を導入しようとする場合、リース会社と基金設置法人（GIO）が「先端設備等導入支援契約」を締結することで、リース期間終了後の当該物件の売却に係る損失を軽減することにより、先端的な設備への投資を促すもの。

2015年度末までの契約引受件数は585件、引受総額は2,000億円となった。

## 3. 4. 金融機能強化に関する検討・調査の実施

2015年度は、ABL（動産・債権担保投資）の現状、普及促進に向けた課題及び債権法改正等を踏まえた産業金融における実務対応の調査検討を行った。

具体的には、①ABL・電子記録債権の市場規模、取組状況及び普及促進に当たっての課題等に関する実態を把握するためのアンケート調査及び、金融機関や事業会社に対するヒアリング調査の実施、②債権法改正案がABL・電子記録債権等に及ぼす影響の調査並びに同調査及び調査項目①により抽出された課題解決の検討等を行った。調査項目②における検討にあたっては、有識者（金融機関、弁護士、法学者、評価会社等）による「ABL等の実務対応の検討ワーキンググループ」を設置した。

## 3. 5. ローカルベンチマーク

「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2014年12月27日）で、産業・金融一体となった地域経済の振興を

総合的に支援するための施策として、「経営改善が必要な産業・企業の見極めに資する評価手法（ローカルベンチマーク）」が位置付けられたことを受けて、「地域企業評価手法・評価指標（ローカルベンチマーク）検討会」を立ち上げ検討を行った（2015年5月）。回検討会には、地域経済・金融の有識者に加え、地域金融機関や政府系金融機関、支援機関の代表、関係省庁が参加し、計7回の会合が開催された。以上の検討の結果として、「地域企業 評価手法・評価指標検討会 中間取りまとめ～ローカルベンチマークについて～」を公表した（2016年3月4日）。

#### 4. 産業人材政策

##### 4. 1. 経緯

我が国経済は、2008年秋のリーマンショック以降、東日本大震災を始めとした内外の様々な影響を乗り越えて、着実な回復を維持してきた。2012年春頃から欧州政府債務危機に伴う世界景気の減速等によって弱い動きとなったものの、2013年に入って以降、経済政策への期待や円安や株高等が進んだことを背景に家計や企業のマインドが改善し、内需がけん引する形で緩やかな景気回復が始まった。企業の生産活動が改善する中で企業収益も改善し、このような明るい動きは雇用面にも波及している。完全失業率は2015年平均3.4%となり5年連続の低下となった。有効求人倍率も2015年平均で1.24倍と1991年以来の高水準に達した。このように、雇用情勢は着実に改善してきている。

このような流れの中で、『日本再興戦略』改訂2015』において、「個人の潜在力の徹底的な磨上げ」を掲げ、具体的な施策として、企業における情報開示の徹底による長時間労働の是正、未来を支える人材力強化（雇用・教育施策）パッケージ、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化、予見可能性が高い紛争解決システムの構築、女性・若者・高齢者等の活躍推進、外国人材の活用等が提唱された。

また、『日本再興戦略』改訂2015』に基づき、「未来投資に向けた官民対話」を開催し、安倍総理より、三巡目の賃上げと仕入価格の転嫁等に対する産業界への要請を行い、経団連より、収益が拡大した企業に対し、今年（2015年）を上回る賃金引上げを期待して、前向き

な検討を呼びかけていく、との方針が示された。

さらに、我が国の構造的な問題である少子高齢化に真正面から挑み、「希望を生み出す強い経済」、「夢をつむぐ子育て支援」、「安心につながる社会保障」の「新・三本の矢」の実現を目的とする「一億総活躍社会」に向けたプランの策定等を目的として、2015年10月より、「一億総活躍国民会議」を設置した。

これらの政府方針・動向に基づき、経済産業省として、次節に掲げる雇用・人材関連施策を実施した。

#### 4. 2. 経済産業省で実施した雇用・人材施策の概要

##### （1）多様な「人活」支援サービス創出事業

経済のグローバル化や少子高齢化等が進展する中で、我が国では産業構造の転換が重要な課題となってきた。また、事業環境変化のスピードが速くなる中、社会全体での最適な人員配置を実現するためには、従来の長期安定雇用偏重のシステムを見直し、労働市場の機能強化を促進することが重要である。日本再興戦略においても、新陳代謝を加速させ、新たな成長分野での雇用機会の拡大を図ることにより、成熟分野から成長分野への失業なき労働移動を進めるとされている。

そのためには、成熟分野で働くスキルと経験を有する社会人（ミドル人材）が成長分野で活躍し、更なる価値創造を図ることが重要であるが、こうした人材に関する流れは必ずしも大きなものとなっていない。このため、新たな人材の橋渡し役となる「人を活かす」（「人活」）支援サービスを提供する産業を創出・振興することを目的に、2013年度から3年間に渡る予算事業として「多様な「人活」支援サービス創出事業」を実施し、本年度はその最終年度として、ミドル人材が自分のキャリアを考えるための再教育・マッチングプログラムの開発や、同プログラムを受講した人材が実際に成長分野に向向・転籍し就労する等の実証を行った。加えて、「人活」支援サービスが、民間の自立的なビジネスとして広がっていくことを目的に、企業の人事施策の実態等に関する調査を行うとともに、本実証事業結果をまとめた「人活」支援サービスの事例集を作成した。また、当該事業の自立化に向けて、事業成果を社会へ発信し、当該サービスに関するに資するシンポジウムを開催し、民間主導による本事業の継承を積極的に推奨した。

## (2) 高度外国人材の受入促進

我が国経済がデフレから脱却し「価値創造」経済へと転換を図っていくためには、多様な価値観を持つ外国人を受け入れることで我が国の産業におけるイノベーションを促すとともに、外国人と日本人が切磋琢磨して専門的・技術的な能力を高めて労働生産性を向上させていくことが重要である。

このような我が国製造業の海外展開が加速している状況を踏まえ、2016年3月に、「製造業外国従業員受入事業に関する告示」を公表した。これは、本邦にある事業所を人材育成や技能継承等の機能を有する国内生産拠点として研究開発や設備投資を強化し、そこで確立された生産技術等を当該事業者の外国にある事業所に普及させることで、国内生産拠点と海外生産拠点の役割分担を図り、もって我が国製造業の国際競争力を強化するとともに、国内製造業の空洞化を押しとどめることを目的としている。海外進出した製造業の外国従業員の受入に限り、新たな入管手続の礎としての運用が期待される。

## (3) 経済の好循環実現のための取組

先述の通り、政府は「未来投資に向けた官民対話」や経済財政諮問会議を開催し、賃上げに向けた取組や下請取引の適正化などについて、政府・産業界との間で話し合いの場を設けた。これらに加え、政府全体として、所管する産業界等に対して、企業収益の改善を確実に賃上げにつなげるため、経済団体や企業に対して賃金の引上げ要請等を行った。あわせて連合や経団連、厚生労働省との調査に加え、経済産業省としても、大企業・中小企業それぞれの賃上げ状況についてのフォローアップ調査を行うとともに、企業の賃上げを促進する所得拡大促進税制のさらなる要件緩和を昨年引き続き実施した。

### (ア) 経済団体等への賃金の引き上げ要請

先述の「未来投資に向けた官民対話」等の場も活用しつつ政府を挙げて賃上げ要請に取り組む中で、経済産業省としても経済団体や所管業界団体、主要企業に対し、賃金の引上げの要請を行った。さらに、各地の経済産業局等からも地方の主要経済団体や企業に対して要請を行った。

### (イ) 所得拡大促進税制の拡充

「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(2014年10月1日閣議決定)において、企業による賃上げの取組を強力に促進するため、2013年度税制改正で創設した所得拡大促進税制を拡充した。(本税制は、2013年4月1日から2018年3月31日(2014年度税制改正により適用期限が2年間延長)までの間に開始する各事業年度において、法人及び個人事業主が使用人に対して支給する雇用者給与等支給額が基準となる事業年度の雇用者給与等支給額と比較して一定割合以上増加し、以下の2つの条件を満たす場合に、増加額の10%に相当する金額を税額控除(法人税額(個人事業主の場合は所得税額)の10%(中小企業等は20%)を上限とする)できるというもの。)

1. 雇用者給与等支給額が前事業年度の雇用者給与等支給額以上であること
2. 継続雇用者について、平均給与等支給額が前事業年度の平均給与等支給額を超えること

雇用者給与等支給額の増加割合の要件については、2015年度改正により、大企業と中小企業ともに2012年の基準年からの賃金引上率を引き下げる緩和を行った。また、一部の事業年度については経過措置を設けた。

## (4) 学校から職業への円滑な移行

2000年代以降、フリーター・ニートの増加や、若者の早期離職など「学校から実社会への円滑な移行」が深刻な社会的課題となっている。これは、若者が社会に出る前段階において、自己の適性や将来に対する目標を見失っていることが影響しており、このような課題への対処として、初等中等教育の段階から、働くことの意義や実社会の理解を促す「キャリア教育」の実施が必要とされた。そこで、経済産業省では、産業界の求めるような人材の育成・確保を図るべく、産業界と教育界が連携したキャリア教育を推進する取組を行った。

### (ア) 産学が連携したキャリア教育の推進

経済産業省では2007年度から産業界と教育界の双方に通じた「キャリア教育コーディネーター」を配置し、地域で一体となったキャリア教育を関係団体等と連携しながら実施してきた。2011年2月に自立化した、一

般社団法人キャリア教育コーディネーターネットワーク協議会では、キャリア教育コーディネーターの育成・認定等の事業を運営しており、2015年度までに、約260名がキャリア教育コーディネーターに認定され全国各地で活躍している。

また、先進的な教育支援活動を奨励・普及・促進するため、これらに取り組む企業・経済団体を表彰する「キャリア教育アワード」を2010年度に創設し、2011年度から経済産業大臣賞を授与しており、2015年度は、全国から39件の応募を得た。また、学校、地域・社会、産業界等の関係者が連携・協働してキャリア教育を行う取組を、文部科学省と経済産業省の両省で表彰する「キャリア教育推進連携表彰」を2011年度から実施しており、2015年度は全国から23件の応募を得た。

さらには、学校、地域、産業界が一体となって社会全体でキャリア教育を推進していく気運を高め、キャリア教育の意義の普及・啓発と推進することを目的として、文部科学省、厚生労働省、経済産業省の3省合同で、学校関係者、企業関係者等を対象とする「キャリア教育推進連携シンポジウム」を開催した。

#### (イ) 社会人基礎力の育成

経済産業省では、「前に踏み出す力(アクション)」・「考え抜く力(シンキング)」・「チームで働く力(チームワーク)」の3つから構成される社会で活躍するために求められる基礎的能力を「社会人基礎力」として定義し、「社会人基礎力」を大学教育等で育成する活動の普及・啓発を実施している。この一環として、2007年度から、大学におけるゼミや研究室等の取組により「社会人基礎力」が育まれた過程を学生が発表する「社会人基礎力育成グランプリ」を開催しており、2011年度から経済産業大臣賞を授与している。2015年度は、全国から46大学(55チーム)が参加するなど「社会人基礎力」育成の取組は全国の大学に広がりを見せている。

## 5. 知的財産政策

### 5. 1. 不正競争防止法の改正

近年、企業における知的財産戦略として、自社の知的財産の内容に応じて、特許化・標準化といったオープン手法と、秘匿化といったクローズ手法を適切に選択し、それらを組み合わせることで知的財産の保護を図り、競

争力の獲得に繋げていくという「オープン&クローズ戦略」の重要性が高まりつつあり、クローズ領域に属する知的財産の中心となる「営業秘密」の価値についても改めて認識されつつある。一方で、ITの著しい高度化等を背景として、個人であっても大容量の情報を持ち出すことが可能となるなど、営業秘密侵害の危険性が高まっていると考えられる。実際に、この数年の間に、我が国企業の営業秘密が漏えいし、多額の損害を被ったとされる事案も複数件見受けられるようになった。

このような状況を踏まえ、経済産業省は「産業構造審議会 知的財産分科会 営業秘密の保護・活用に関する小委員会」(産業界・学者・法曹家・裁判所等の代表者により構成)を開催した。本小委員会では、数次にわたり営業秘密の保護の強化に関する議論を行い、不正競争防止法改正の方向性に関する結論を得た(2015年2月10日)。

これを受け経済産業省は、不正競争防止法の改正に向けた検討に着手し、

- (1) 営業秘密侵害罪の罰金刑の上限の引上げ
- (2) 営業秘密の転得者に対する処罰規定
- (3) 営業秘密侵害品の流通規制の導入
- (4) 営業秘密侵害罪の非親告罪化
- (5) 国外犯処罰の範囲拡大
- (6) 営業秘密侵害罪の海外重罰化
- (7) 未遂罪の導入
- (8) 任意的没収規定の導入
- (9) 民事訴訟における被害者の立証負担の軽減(推定規定の導入)
- (10) 除斥期間の見直しなどを主な内容とする同法の改正

を行った(2015年7月3日成立。2016年1月1日施行)。

### 5. 2. 営業秘密官民フォーラムの開催

近年、我が国において、技術情報を始めとする企業情報が内外に流出する事例が相次いで発生しており、米国等においても、先進技術が流出する事例が多数報告されている。また、サイバー攻撃を始めとして、その手口は高度化・巧妙化が進んでおり、事態の一層の深刻化が想定される。

そのため、経済産業省では、2015年1月、官民が連携し、技術情報等の営業秘密保護強化に係る情報交換を行うとともに意識涵養を図ることを目的として、官民の代表者が参画する「技術情報等の流出防止に向けた官民戦略会議」を開催した。当該会議において、営業秘密侵害を断固として許さない社会を創出するための官民の今後の取組として、「行動宣言」に合意した。

この「行動宣言」を受けて、営業秘密保護に係る官民連携の取組を継続的に進め、最新の攻撃手法に関する情報共有の強化、及び対策の高度化を推進する場として、2015年7月に「営業秘密官民フォーラム」を創設した。当該フォーラムでは、官民の実務者間において営業秘密の漏えいに関する最新手口やその対応策に係る情報交換を行った。

### 5. 3. 秘密情報の保護ハンドブックの策定

「知的財産推進計画2015」で「営業秘密の漏えい防止対策、漏えい時に推奨される高度な対策を含めた包括的対策を示す『営業秘密保護マニュアル（仮称）』を策定する。」とされていることを踏まえ、2015年9月に「企業の機密情報の管理手法等に係るマニュアル策定に向けた研究会」を立ち上げ、営業秘密保護におけるガイドラインの策定の検討を開始した。その後、2015年12月の営業秘密の保護・活用に関する小委員会での議論を経て、企業における秘密情報の漏えいを未然に防ぐべく、その対策例を紹介する「秘密情報の保護ハンドブック～企業価値向上に向けて～」を策定・公表した（2016年2月8日）。

### 5. 4. 知的資産経営の推進

「知的資産」とは、企業等における競争力の源泉である人材、技術、技能、知的財産（特許・ブランド等）、組織力、経営理念、顧客とのネットワークなど、財務諸表には表れてこない、目に見えにくい無形の経営資源の総称をいう。

経済産業省では、知的資産を活用することで企業価値と競争力の向上・持続に結びつける「知的資産経営」の普及に向け、様々な検討を重ねてきている。

2015年11月には、同年で11回目となる「知的資産経営WE E K2015」を民間団体、民間企業、大学等の協

力を得て開催した。同イベント中のシンポジウムでは、知的資産に着目した価値創造の方法、知的資産経営における情報開示とステークホルダーからの評価、企業統治の在り方、知的資産経営の質の考え方や、効果の検証、及び知的資産などに関する事例や民間団体、民間企業、大学などが果たすべき役割、今後の展望・方向性などについて、議論を行った。

また、我が国における知的資産経営をより有効に実施すべく、諸外国における知的資産経営の手法を調査する、「諸外国における知的資産経営の取組に関する調査研究」を実施した。当該調査研究では、知的資産経営に関して先進的な取組を行う数カ国を対象とし、知的資産の開示実態、活用事例、公的機関の支援策などを調査し、2016年3月に調査報告書を取りまとめた。

## 6. 企業法制の課題に関する取組・企業会計

### 6. 1. 企業法制見直しの動き

第185回通常国会において、監査等委員会設置会社制度の創設などを内容とする「会社法の一部を改正する法律」及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」が成立し、2015年5月1日から施行された。

これを受けて、監査等委員会設置会社への移行が進み、2016年6月末時点で東京証券取引所全上場企業のうち、485社が監査等委員会設置会社となっている。

### 6. 2. コーポレート・ガバナンスに関する取組

東京証券取引所と金融庁を共同事務局とする「コーポレートガバナンス・コードの策定に関する有識者会議」における議論（経済産業省として参加）を受け、金融庁と東京証券取引所が連名でコーポレートガバナンス・コードを策定、2015年6月に運用が開始された。

また、「攻め」のガバナンス体制を強化すべく2014年12月15日に経済産業省が事務局である「コーポレート・ガバナンス・システムの在り方に関する研究会」においてコーポレート・ガバナンスに関する検討を開始した。本研究は、これ以降8回にわたる議論を行い、中長期的な企業価値向上のためのインセンティブ創出、取締役会の監督機能の活用、及び監督機能を担う人材の流動性の確保と社外取締役の役割・機能の活用を進めるとい

う基本的な考え方の中で、2015年7月24日に「コーポレート・ガバナンスの実践 ～企業価値向上に向けたインセンティブと改革～」(以下、「本報告書」という。)を公表した。本報告書では、コーポレートガバナンス・コードを踏まえ、各企業における主体的な検討や取組の参考となるような内外のボード・プラクティスを紹介しているほか、取締役会の上程事項、会社補償、会社役員賠償責任保険(D&O保険)の保険料負担、株式報酬の導入等の論点に関する解釈指針等を紹介している。

本報告書を受けて、経済産業省からD&O保険について国税庁に照会を行い、D&O保険の保険料の税務上の取扱いの明確化が行われた(2016年2月24日付で国税庁が回答)。また、企業経営者に適切なインセンティブを付与するため、経済産業省が税制改正要望を行い、2016年4月1日の平成28年度税制改正において、役員に支給した一定の株式報酬(リストラクテッド・ストックによる給与)を届出が不要となる事前確定届出給与の対象とする等の制度整備が行われた。また、併せて利益連動給与の算定の基礎となる利益の状況を示す指標の範囲について、ROE、ROA等が含まれることについての明確化が行われた。

### 6. 3. 企業会計

#### (1) 経緯

我が国の企業会計制度は、会計ビッグバン以降、国際財務報告基準(以下「IFRS」という。)とのコンバージェンス(収れん)も進み、EUとの同源性評価を獲得するなど、高品質かつ国際的に遜色のないものとなっている。2010年3月期からはIFRSの任意適用が開始され、金融庁・企業会計審議会から「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」が公表され(2013年6月)、グローバルな基準改善への貢献(発言権の確保)及び高品質な日本基準を維持することの重要性並びにIFRS任意適用の継続等の基本的な考え方が示された。

#### (2) 企業財務委員会

経済産業省では、我が国における企業会計基準の国際的整合性の確保及び関連諸制度の整備に向けた議論を行うため、1999年より企業財務委員会を開催している。

委員は企業のCFO(最高財務責任者)等により構成され、国内外の有識者等を講師として、企業の持続的成長や競争力を支える経済インフラとしての企業会計・開示、内部統制のあり方など、企業活動全般に係る課題について、企業経営の視点から議論を行っている。2015年度は、フランスの国家会計庁諮問委員、パリ第9大学名誉教授であるBernard Colasse氏が、フランスにおける国際会計基準と国内会計基準の統合の経験と国内会計基準と国際会計基準の共存が提起する問題について講演をし、議論が行われた。

#### (3) IFRS対応方針協議会

今後、我が国一体となったIFRSへの対応の強化を図る観点から、IFRSに関連する我が国の市場関係者の認識共有や、オールジャパンとしての意見の集約・発信等を図ることを目的として、2013年9月、前身である「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会(注)」を改組するかたちで、「IFRS対応方針協議会」が設置された。

(注)「アジェンダ・コンサルテーションに関する協議会」は、2011年に国際会計基準審議会(IASB)が実施したアジェンダ・コンサルテーションに対応し、IASBにおける作業計画の方向性や優先事項等について、国内市場関係者の意見を幅広く反映し、IFRSに対する発信力を高めることを目的として設置されたもの。

同協議会は、財務会計基準機構及び金融庁を事務局とし、企業会計基準委員会、日本経済団体連合会、日本公認会計士協会、日本証券アナリスト協会、東京証券取引所、経済産業省、法務省が参加している。

2015年度において、本協議会は、4回開催されており(2015年7月、9月、12月、2016年3月)、IFRSの任意適用の積上げに向けた取組について情報共有がなされるとともに、IFRSを改善すべき主要な論点として、特に、(1)当期純利益とOCI(その他の包括利益)、(2)のれんの償却に関して意見を発信していくことが確認された。

### 6. 4. 開示・企業と投資家との対話

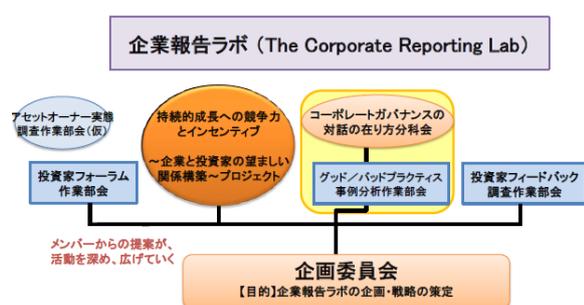
#### (1) 「企業報告ラボ」

##### (ア) 設立目的

経済産業省は、企業と投資家が、企業価値の向上に向けた対話や開示のあり方を検討、調査、提案する場として、「企業報告ラボ(The Corporate Reporting Lab)」を設立した(2012年7月13日)。本ラボは、(1)企業と投資家が集い、双方の対話に関するそれぞれの認識の違いを理解し、共通の理解や言葉を探ることで、より建設的な対話を促すこと、(2)日本市場に関心を持つ海外投資家を含む、内外の関係者とのネットワークを構築するとともに、日本からのメッセージを発信すること、の二つを大きな目的としている。

#### (イ) 活動と主な成果

投資家、学者、関係組織・オブザーバー(制度関係者)で構成される「企画委員会」を中心に、参加するメンバー自らがラボの進め方やプロジェクトを提案し、それを実現する形で「コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会」等が設置されている。



(参考図：企業報告ラボの全体像)

#### (A) 企画委員会

企画委員会では、投資家側が、社会的責任投資の拡大に伴うサステナビリティ・インデックスへの注目、持続的な価値創造が期待できる企業の非財務的な「見えない価値」への注目に関する報告を行った。また、企業側は、日本版スチュワードシップ・コード導入後の機関投資家の変化や要改善点等、人材投資・無形資産投資の促進につながる対話・開示の在り方に関する報告が行われ、議論が行われた。

また、ラボ創設後3年目の成果を取りまとめたプロGRESS・レポートを作成、公表した(2015年11月4日)。

#### (B) コーポレート・ガバナンスの対話の在り方分科会

事業会社が開示と対話を通じて海外投資家とどのように向き合うか、また日本全体のコーポレート・

ガバナンスをどのように海外発信するか等について、議論・調査・提言等を行うことを目的としている。2015年度は、議決権行使助言会社から自社の議決権行使助言方針の改定について、経済産業省からコーポレート・ガバナンスに関する近時の取組として役員給与等に係る税制の整備等について説明を行い、意見交換を行うとともに、取締役会や監査役会の在り方について議論が行われた。

#### (C) グッド/バッドプラクティス事例分析作業部会

機関投資家の視点から見た株主総会の招集通知書や株主総会議案の良い(悪い)事例を幅広く集めて紹介することを目的としている。同部会では、「株主総会の招集通知のグッド・プラクティス事例調査の結果について」(2014年5月9日に公表)の続編として、アンケートの送付先や調査項目を拡充のうえ、株主総会招集通知の事例について、機関投資家がどのような点に注目しているか、投資家から見て良い(悪い)事例とはどのようなものかについて調査を実施し、その結果として、「株主総会の招集通知等に対する機関投資家の評価ポイント ~スチュワードシップ・コードを踏まえて~」を公表した(2015年4月24日)。本調査結果では、機関投資家においては、招集通知の内容面では取締役や監査役の選任、買収防衛策を特に重視していること、また、招集通知の早期発送や問い合わせへの適切な対応等を希望していること等が明らかにされた。

#### (D) 投資家フォーラム作業部会

企業との対話に向けた「実力」を高めるため、機関投資家等が知識や経験を共有し、投資家間での忌憚ない議論や情報発信等ができるプラットフォームづくりを促進することを目的として立ち上げられた(2014年3月)、本シンポジウムにおいて、投資家有志による「投資家フォーラム」(<http://investorforum.jp/>)の発足計画が発表されており(2014年9月)、2015年7月以降、企業経営者と長期投資家の実りある対話に向けた投資家同士の意見交換等の活動を展開している。

(E) 「持続的成長への競争力とインセンティブ~企業と投資家の望ましい関係構築~」プロジェクト(伊藤レポート(2014年8月6日公表))

企業経営者や長期投資家、市場関係者等が一堂に会し、国際的にも大きな議論となっている資本市場や企業のショートターミズム（短期主義）の問題、企業と投資家の対話（エンゲージメント）の課題、企業開示・報告のあり方等を日本の文脈で捉えたものである。2013年7月検討を開始し、座長の伊藤教授（一橋大学大学院商学研究科教授）を中心に、客観的な事実を基に問題の所在やインセンティブ構造を明らかにすることを目指し、これらの問題の克服を企業の収益力や持続的な成長につなげるための方策を検討したもので、現在の各方面での検討の土台となっている。

## （2）持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会（企業情報開示検討分科会、株主総会のあり方検討分科会）

「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」（2014年9月に設置）では、企業経営者、投資家、市場関係者、有識者、関係団体や関係省庁等の参加の下、企業と投資家との対話のあり方について、4回にわたり幅広い観点からの議論がなされてきた。

2015年度において、本研究会は、企業と投資家が質の高い対話を通じて相互理解を深め、中長期的な企業価値創造を行うための環境づくりを提言した（2015年4月）。具体的には、統合的な企業情報開示や中長期の投資判断に有用な情報の充実、対話型の株主総会プロセスに向けた日程の設定や電子化の促進等、「対話先進国」に向けた方策が示されている。

## （3）株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会／金融審議会ディスクロージャー・ワーキンググループ

2015年4月に取りまとめられた「持続的成長に向けた企業と投資家の対話促進研究会」の報告書の方向性を踏まえ、『「日本再興戦略」改訂2015』が閣議決定され（2015年6月）、「統合的開示に向けた検討等」や「株主総会プロセスの見直し等」が盛り込まれた。

これらを受け、金融「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」において具体策の検討が行われた。

「株主総会プロセスの電子化促進等に関する研究会」を設置（2015年11月9日）し、企業、投資家、有識者、証券代

行、常任代理人、証券取引所、議決権行使助言会社、会計監査人などの株主総会プロセスに関わる多数の関係者や関係省庁等の参加の下、企業と株主・投資家との対話促進に向け、株主総会プロセスの電子化を促進するための課題や必要な措置や、株主総会日程の適切な設定に向けた対応策につき、計6回の会合を通じて、集中的な検討を行い、2016年4月21日に報告書を取りまとめた。

具体的には、持続的価値創造に向けた質の対話を促進すべく、情報開示を充実させ、株主の議案検討期間を確保するための具体策に取り組む必要があるとして、招集通知関連書類について、株主の個別承諾なしに、書面に代えて電子提供できる情報の範囲を拡大し、原則電子提供とする方向で新たな制度整備を求めるなど、（1）株主総会の招集通知等の電子提供、（2）議決権行使プロセスの電子化、（3）株主総会関連日程の適切な設定、（4）対話支援産業の役割等に関する提言を示した。

## 6. 5. 企業の社会的責任（CSR）

### （1）CSRに関する調査・研究

一般社団法人企業活力研究所が企業のCSR責任者や有識者等を集めて、CSRに関連する様々な課題、テーマについて議論を行う「CSR研究会」を、2005年度から開催している。本研究会は、経済産業省のサポートにより、2004年に設立された。以降、経済産業省はオブザーバーとして参加している。2015年度は、「我が国企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略に関する調査研究」という研究テーマのもと、新興国（アジア）のCSRに関わる法規制等の実態についての調査し、日本企業の競争力強化に向けたCSRの国際戦略のあり方について提言を行った。

### （2）EUや国際機関との連携

日EU産業政策対話において、実務者レベルでCSRに関する議論を行う「CSRワーキンググループ」を設置した（2013年10月26日）。2015年度においては、第2回会合を東京で開催し（2015年11月25日、26日）、日EU双方は、長期的な企業競争力向上と責任ある企業行動の両立を図っていく必要性と、国連ビジネスと人権指導原則の尊重について、政策上の価値観を共有し、今後さらに協力を深めていくことを確認した。また、新たにビジネスセッションを設置し、日EUの企業間でベス

トプラクティスの共有を行った。

## 7. 競争政策

### 7. 1. 概要

企業の経済活動のグローバル化・デジタル化に伴い、国境を越えてオンライン上で行われる取引など、これまでに見られなかった経緯で変化の早い取引が広く行われるようになる中で、行政による適正な競争環境整備に向けた取組の重要性が高まっている。

経済産業省は、産業界や企業からのニーズを受けて、適正な競争環境を整備するため、競争政策の在り方や競争法に関する調査・提言などを行っている。

### 7. 2. 2015年度の主な取組

#### (1) 第四次産業革命に向けた横断的制度研究会について

新しい産業構造に対応した競争政策や知的財産政策などの横断的な制度の在り方等について、産業構造審議会新産業構造部会において、検討を行う必要性が提唱されたことを受けて、「第四次産業革命に向けた横断的制度研究会」を2016年1月から開催した。

同研究会と並行して、オンラインに関連する事業に係る競争環境を多角的・総合的に把握するため、公正取引委員会と共同で事業者に対するヒアリング調査を行うこととした。同調査により得られた情報については、公正取引委員会においては独占禁止法の運用を始めとする競争政策の適切な運営に、また、経済産業省においては今後の我が国経済の成長力強化に向けた政策的検討に、それぞれ役立てることとしている。

#### (2) 国際カルテルに関する調査研究

我が国企業が国際的カルテルの当事者として複数国の競争当局から摘発されて、制裁を受ける際に、重畳適用や多重賦課等の懸念が高まっていることを踏まえて、国際カルテル事件における競争法執行は各国競争当局間で調整されることが望ましいとの認識を促すべく、各国の対応状況をまとめた事例調査報告書である「国際カルテル事件における各国競争当局の執行に関する事例調査報告書」(2016年6月8日公表)を作成した。

(ア) 流通・取引に関する競争法の評価分析調査

独占禁止法の指針である「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」(以下「流通・取引慣行ガイドライン」という。)は、規制改革実施計画(2015年6月30日閣議決定)において、「セーフ・ハーバーに関する基準や要件等について、所用の検討を行い、結論を得る。現行の基準や要件等を見直す必要がある場合には、『流通・取引慣行ガイドライン』の改正を行う。」とされた。現行のセーフ・ハーバーが適用されるための市場シェア要件(「10%未満かつ上位4位以下」等)については、産業界からも見直しの要望があがっており、適切な水準に見直されるよう現行の基準や要件の妥当性について検討を行うことが必要であった。

そこで、製品市場シェア及びシェア順位と市場支配力(価格支配力)の関係について、個別製品ごとの価格データ等を用いた分析を行い、分析結果等を踏まえセーフ・ハーバーの基準や要件について検討を行った。加えて、適切な水準や要件等を本調査において提示することを目的とした調査を行い、報告書を作成した。

なお、公正取引委員会は、流通・取引慣行ガイドラインの見直しに関して必要な検討を行うための研究会を2016年2月24日から開催し、このセーフ・ハーバーに関する基準等について検討を行った。

#### (イ) 事業再編の円滑化のための産業競争力強化法の執行

産業競争力強化法では、一定以上の国内売上高合計額を有する申請会社の事業再編計画等の認定にあたり、主務大臣は当該計画に係る競争環境上の論点について、公正取引委員会と協議を行うこととなっている。これにより、主務大臣と公正取引委員会との連携が強化され、我が国産業の国際競争力強化のための再編の迅速化・円滑化に資することが期待されている。

2015年度は1件の事業再編計画等の認定について、公正取引委員会と協議を行った。

## 8. 女性の活躍推進等

### 8. 1. 女性活躍推進に向けた取組

#### (1) 政府における女性活躍推進の取組

(ア) 「女性活躍加速のための重点方針2015」の策定

「2020年までのに指導的地位に占める女性の割合30%」達成に向けた取組の加速化のため、2015年6月

26日に開催されたすべての女性が輝く社会づくり本部（第二回）にて、「女性活躍加速のための重点方針2015」を決定した。女性の活躍は、女性だけでなく、日本社会の在り方を変えるとして、1. 女性参画拡大に向けた取組、2. 社会の課題解決を主導する女性の育成、3. 女性活躍のための環境整備、4. 暮らしの質向上のための取組の4項目の具体策と、5. 女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進として、今年度から、重点方針を決定し、毎年各府省概算要求に反映していくことが、規定された。

経済産業省の関連では、1. 女性参画拡大に向けた取組（2）経済分野において、役員候補等となり得る女性への研修と、3. 女性活躍のための環境整備（4）地域社会における女性の活躍推進において、女性の起業支援の体制整備が盛り込まれた。

#### （イ）「日本再興戦略」における女性活躍推進

2015年6月30日に取りまとめられた『日本再興戦略』改訂2015においては、（ア）の重点方針を踏まえ、女性の活躍推進について、子育てと仕事の両立を可能にする保育所の整備等の推進、就職している女性の職場でのキャリアアップの促進が盛り込まれた。

経済産業省は、「なでしこ銘柄」、「ダイバーシティ経営企業100選」の選定において、長時間労働は正の取組を積極的に評価すること、及び創業支援人材等のネットワークの構築など地域の創業支援体制を強化することが関連している。

#### （ウ）女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム

2015年8月28日～29日、安倍政権における最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、女性版ダボス会議と位置付けられた「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」（WAW! Tokyo2015）が昨年に続き、開催された。

#### （エ）「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律案」の提出

女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、より豊かで活力ある社会を実現するため、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援

措置等について定めるために、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」が2015年8月28日成立した。同法は、国や地方公共団体、労働者が300人を超える民間事業主に、女性管理職比率等の女性活躍に関する状況の把握と分析、数値目標などの行動計画の策定・公表、女性活躍に関する情報の公表を義務付けている（2016年4月1日施行）。

#### （2）男女共同参画推進

男女共同参画に向けた取組については、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号）に基づき、男女共同参画に関する企画立案業務を担う男女共同参画会議（議長：官房長官、議員：関係僚僚、有識者）の下で、関係省庁一体となり、取り組んでいる。

2014年10月、男女共同参画会議は、内閣総理大臣から、今後新たな基本計画を策定していく際の基本的な考え方について諮問を受け、2015年12月1日、男女共同参画会議は、「第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方」の答申を行った。本答申を踏まえて、「第4次男女共同参画基本計画」は策定され、2015年12月25日に閣議決定された。

「第4次男女共同参画基本計画」は、総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱である。政策領域I～III（Iあらゆる分野における女性の活躍、II安全・安心な暮らしの実現、III男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備）の下に重点的に取り組む12の個別分野を設け、それぞれ2025年度末までの「基本的考え方」並びに2020年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」、「成果目標」を設定している。

経済産業省関連では、経済分野における女性の活躍推進につき、主に、企業における女性の参画拡大として、「見える化の推進」に「なでしこ銘柄」の選定、「インセンティブ付与」に「ダイバーシティ経営企業100選」が明記され、女性起業家に対する支援も、起業家に占める女性の割合を30%以上を維持するという成果目標とともに、盛り込まれた。

#### （3）「新・ダイバーシティ経営企業100選」

企業におけるダイバーシティ推進への取組を支援す

るために、2012年度より「ダイバーシティ経営企業100選」を行っている。

本事業では、「優れたダイバーシティ経営企業」を選定・表彰し、ベストプラクティス集として広く発信することにより、積極的に取り組む企業のすそ野を広げる」ことを目的としている。2015年度は、新たなフェーズとして、これまで選定の少ない「働き方改革」「職域拡大」「外国人の活躍」事例を重点テーマに設定し、「新・ダイバーシティ経営企業100選」を開始した。

2016年3月16日には2015年度表彰式を実施し、34社（大企業20社・中小企業14社）の表彰を行った。

#### （４）なでしこ銘柄

「なでしこ銘柄」は、2012年度より、東京証券取引所と共同で実施している事業で、「女性活躍推進」に優れた上場企業を「中長期の企業価値向上」を重視する投資家にとって魅力ある銘柄として紹介することを通じて、そうした企業への投資を促進し、各社の取組を加速化していくことを狙いとしている。45社を選定、2016年3月16日に発表した。

#### 8. 2. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

政・労・使の代表からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」の下部組織として設置された、有識者等から構成される「仕事と生活の調和推進・評価部会」と合同開催される「関係省庁連絡推進会議」のメンバーとして、2015年度は5回の会議を通じて、公共調達においてワーク・ライフ・バランス等を推進する企業をより幅広く評価する枠組みについての議論及び企業・国・地方・国民における取組をまとめたアニュアルレポートの作成等に参画した。